

## 最近における所得課税ベースの動向

野村 容 康

現在、わが国は七〇〇兆円にも上る長期債務残高を抱え、国と地方を通じた財政は危機的状况に陥っている。これは、直接的には、バブル崩壊に

よる不況の深刻化を背景に税収が落ち込むなか、景気拡大策のために積極的な財政運営が行われた結果である。国の一般会計において、税収が一九九〇年度の六〇兆円から二〇〇〇年度の五一兆円へと減少する一方で、歳出については同じ期間に六九兆円から八九兆円へと大幅に増大したからである。直近の二〇〇三年度（当初予算）でも、歳出総額八二兆円に対して、租税収入は四一兆円

で、歳出の僅か半分しか税収で賄えない状況となっている。

このような近年における税収の落ち込みを反映して、日本の租税負担率は一九九〇年度から二〇〇三年度にかけて二七・四％から二〇・九％にまで低下し、主要先進国（米：二六・二％、英：四一・四％、独：三一・二％、仏：三九・八％）の中でも極端に低い水準にある。しかし、ここで問題とすべきは、わが国の場合いくつかの税収項目の中でも、とりわけ基幹税である個人所得課税の負担率が突出して低くなっていることである（一

九九〇年度の $10.2\%$ から二〇〇三年度の $6.1\%$ まで低下)。それには、九〇年代の数次にわたる税率の引き下げや特別減税等が強く影響を与えたと見られるが、所得税の課税ベースそのものがどのように変化したかについても検証しておく必要があるだろう。

そこで本稿では、主としてマクロ統計（93SNA）に基づく国民経済計算）を用いた推計により、わが国の最近における所得課税ベースの動向について検討していきたい。その際、生産要素の提供に対して支払われるフロー概念としての「要素所得」の課税ベースだけでなく、それにキャピタル・ゲインを加えた包括的所得税の課税ベース、さらに最近注目されている二元的所得税の課税ベースについても議論していく。これら異なるタイプの所得課税ベースの動向を検証することに、近年の課税ベース変動の要因が明らかにさ

れるとともに、望ましい課税ベースの選択について、わが国の実態に即した分析が可能になると考えたからである。

## 一、要素所得課税ベース

(1) 家計部門の受け取りと課税要素所得

はじめに、要素所得の課税ベースが九〇年代にどのように推移したのを見てみよう。ここでは、森信・前川（二〇〇一）を参考にして、93SNAにおける「①家計部門の受け取り」から「②個人の収入として課税ベースに算入されないもの（帰属家賃）」、「③制度上非課税扱いとして収入に計算されないもの（非課税収入）」、「④課税対象とならない社会保障（非課税社会保障）」および「⑤所得控除」を控除することにより、わが国における課税要素所得の金額を求めている。それぞ

れの項目の意味内容は、おおよそ以下のとおりである。

① 家計部門の受取り…マクロ統計における家計部門に発生する所得で、営業余剰・混合所得、雇業者報酬、財産所得で構成される。このうち、営業余剰・混合所得の多くは、個人事業者の所得であるが、そこには現金収入を伴わない帰属家賃（持ち家に居住することで、家賃を払わないで済んだという意味での経済的価値）も含まれている。

② 帰属家賃…わが国の所得税では帰属家賃は非課税なので、課税所得を求めるには①のうち帰属家賃に相当する「営業余剰（持ち家）（純）」を除外する必要がある。

③ 非課税収入…非課税扱いとして家計の収入に加算されないもので、経常的な移転のうち生命保険金以外の保険金（損害保険金など）や他の家計から受け取る移転所得（仕送り、贈与）などが当て

はまる。また、ここには「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払額」といった少額貯蓄の非課税利子の部分や他の非課税分の支払額も含まれる。

④ 非課税社会保障…課税対象とはならない社会保障に関わる項目で、ここでは、家計への「給付」に相当する「非課税社会保障一」（雇主による社会保険料の負担金や公的年金以外の社会保障給付など）と家計の「拠出」に相当する「非課税社会保障二」（公的年金保険料など）に区分している。

⑤ 所得控除…同様に、ここでも費用的な性格をもつ「所得控除一」（給与所得控除、公的年金控除、退職所得控除）と人的控除としての性格が強い「所得控除二」（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）に分けて示している。

以上の推計結果を表した図表1に基づき、家計部門の受け取りに占める課税所得（①）（②）（③）（④）（⑤）と各項目（②）（⑤）の割合を示した

のが図表<sup>2</sup>である。これらから、マクロ的に個人に発生した収入全体のうちで実際にどれくらいかの割合が課税所得となっているかが明らかとなる。

図表1によると、家計の受取りは一九九〇年の三九二兆円から、二〇〇〇年の四五一兆円まで非常に安定的に推移しており、年平均の成長率は一・五%であった。一方、家計の受取りに対する課税所得の割合を見ると、一九九〇年の三四・九%から一九九二年の三七・七%まで上昇した後、一九九五年の三四・八%まで徐々に落ち込み、一九九六年にはいったん三七・五%へと回復するが、その後再び二〇〇〇年の三三・四%まで低下傾向を辿っている。なお、この割合は、アメリカが四五・五%（一九九三年）、スウェーデンが六〇・七%（一九九七年）と推計されており、この点でわが国所得課税ベースの相対的な狭さがうかがわれる。

## (2) 課税所得割合の変動

このように一九九〇年と二〇〇〇年を比較した限りでは、課税所得の割合はそれほど大きく変動していないこと（三四・九%↓三三・四%）がわかる。推計された課税所得がGDPに占める割合もこの間同じように三〇・三%から二九・二%に推移するにとどまっている。この点から、はじめに言及した九〇年代における個人所得税負担率の急激な低下は、課税ベースの縮小というよりもむしろ税率の引き下げや特別減税の影響によるものであったと言つてよいだろう<sup>2)</sup>。

しかしながら、ここでいっそう注意すべきは、図表2に見られるように、「非課税収入」と「所得控除二」を除いたすべての非課税項目の割合がこの間着実に上昇していることである。なかでも特にウェイトの高い「非課税社会保障一」と「所得控除一」は、それぞれ一五・三%から一八・五

## 証券レビュー 第44巻第2号

## 税ベースの推計結果

(単位：兆円)

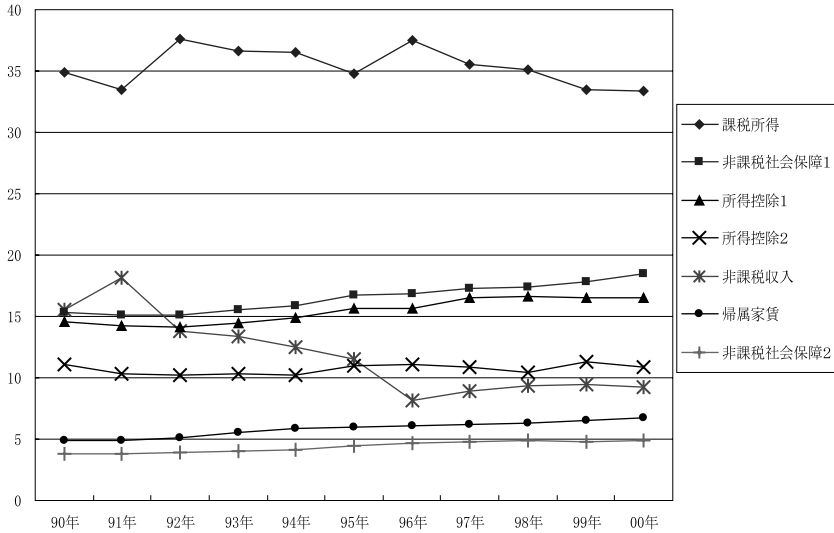
1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
441.70	442.26	446.62	448.33	455.97	455.99	451.76	451.01
57.90	58.44	55.68	55.89	55.63	56.06	55.48	52.39
262.74	267.77	272.56	276.98	284.51	281.78	277.16	279.62
48.60	41.09	38.60	35.48	32.24	31.88	30.49	29.64
24.63	25.85	26.54	27.33	28.22	28.62	29.35	30.17
22.93	23.31	23.68	23.19	23.83	23.90	23.78	23.57
3.24	3.05	2.93	2.84	2.85	2.93	3.05	3.23
19.69	20.27	20.74	20.35	20.98	20.97	20.73	20.34
8.09	9.16	7.09	3.20	1.85	1.53	1.44	5.98
28.16	22.62	20.49	10.26	15.05	17.18	17.64	12.02
26.51	27.09	28.76	29.77	31.33	31.93	31.48	31.55
22.11	22.50	24.09	24.92	25.84	25.93	25.62	25.77
4.40	4.59	4.66	4.85	5.49	6.00	5.86	5.78
11.22	10.71	11.58	10.19	11.11	11.23	11.57	12.07
7.23	7.49	7.93	8.08	8.34	8.13	8.25	7.40
23.54	24.93	26.43	27.61	27.78	28.12	29.40	32.34
17.65	18.49	19.95	20.84	21.80	22.08	21.59	21.97
-	-	12.84	13.47	14.11	14.27	13.90	13.86
-	-	7.12	7.36	7.69	7.81	7.69	8.11
51.87	53.19	55.72	57.49	60.76	61.77	60.76	60.61
2.92	2.99	3.11	3.41	3.73	2.85	3.71	3.79
9.30	9.78	11.02	9.07	10.79	11.04	10.40	9.93
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.21	0.20	0.22	0.23	0.25	0.22	0.24	0.24
0.42	0.41	0.41	0.45	0.44	0.42	0.43	0.45
2.19	2.25	2.31	2.39	2.39	2.30	2.35	2.29
0.13	0.13	0.14	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14
0.03	0.03	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
0.14	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.15	0.12
0.11	0.11	0.12	0.13	0.12	0.10	0.13	0.13
1.46	1.59	1.61	1.67	1.52	1.27	1.51	1.53
0.12	0.10	0.11	0.10	0.10	0.09	0.09	0.08
0.10	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.13	0.12
0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
5.32	5.47	5.79	5.82	5.92	5.62	5.80	5.76
4.70	4.61	5.12	5.02	4.62	4.34	4.61	4.47
7.94	7.71	8.18	8.23	8.15	7.83	9.17	7.61
3.57	3.19	3.68	3.69	3.70	4.09	4.22	4.05
2.22	1.84	2.31	2.44	2.37	2.21	2.19	2.19
0.11	0.07	0.12	0.12	0.12	0.13	0.14	0.12
16.91	17.09	18.66	19.13	19.17	18.61	19.91	19.84
161.93	161.56	155.21	168.03	162.05	159.93	151.14	150.42
36.7	36.5	34.8	37.5	35.52	35.1	33.5	33.4

最近における所得課税ベースの動向

図表 1 要素所得課

	項目	項目の内訳	1990年	1991年	1992年
①	93SNA での家計部門の受け取り	家計部門の受取り	392.89	425.71	435.29
		(うち営業余剰・混合所得(純))	47.31	52.67	56.57
		(うち雇用者報酬)	230.57	248.74	257.03
		(うち財産所得)	50.39	56.07	51.98
②	個人の収入として算入されないもの(帰属家賃)	営業余剰(持ち家)(純)	19.10	20.62	22.45
③	非課税扱いとして収入に加算されないもの	その他の経常移転	20.15	22.04	23.17
		(うち非生命保険金)	2.23	2.64	2.77
		(うち他に分類されない経常移転)	17.91	19.40	20.40
		老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払額	13.38	10.12	7.02
		その他非課税分支払額	27.72	44.90	29.97
④	課税対象とならない社会保障 1	雇主の現実社会負担	22.49	24.27	25.63
		(うち雇主の強制的現実社会負担)	19.14	20.57	21.60
		(うち雇主の自発的現実社会負担)	3.34	3.69	4.03
		無基金雇用者社会給付	11.56	12.68	10.62
		社会扶助給付	6.54	6.82	7.06
		社会保障給付(公的年金は除く)	19.49	20.65	22.36
④	課税対象とならない社会保障 2	社会保険料控除	14.83	16.25	17.03
		(うち公的年金保険料)	-	-	-
		(うちその他の保険料)	-	-	-
⑤	所得控除 1	給与所得控除	46.33	48.74	50.15
		公的年金控除	2.78	2.66	2.87
		退職所得控除	7.99	9.25	8.57
⑤	所得控除 2	雑損控除	0.00	0.00	0.00
		医療費控除	0.20	0.21	0.22
		小規模企業共済等掛金控除	0.34	0.37	0.39
		生命保険料控除	1.87	2.00	2.09
		損害保険料控除	0.12	0.12	0.12
		寄付金控除	0.03	0.04	0.03
		障害者控除	0.14	0.15	0.15
		特別障害者控除	0.10	0.11	0.11
		老年者控除	1.19	1.19	1.36
		寡婦控除	0.12	0.12	0.13
		特別寡婦控除	0.10	0.10	0.10
		寡夫控除	0.02	0.02	0.02
		勤労学生控除	0.01	0.01	0.01
		配偶者控除	5.03	5.04	5.10
		配偶者特別控除	4.48	4.47	4.44
		一般扶養控除(含年少扶養控除)	8.57	8.28	8.10
		特定扶養控除	3.14	3.41	3.25
老人扶養控除	2.09	2.15	2.24		
同居特別障害者加算分	0.10	0.09	0.11		
		基礎控除	15.95	16.26	16.49
① - (②+③+④+⑤)		課税所得	136.95	142.55	163.92
		割合(%)	34.9	33.5	37.7

図表2 家計の受取りに占める課税所得と各非課税項目の割合(%)



％、一四・五％から一六・五％へと増大している。反対に、「非課税収入」は一九九一年の一八・一％から二〇〇〇年の九・二％まで半減しており、特にそこに含まれる「老人等非課税・財形貯蓄非課税支払額」と「その他非課税分支払額」が大きく減少している。したがって、結果的に九〇年代を通じて家計収入に占める課税所得の割合があまり変化しなかったのは、実は、課税対象とされないいくつかの項目の着実な増大が、「非課税収入」の大幅な減少によって相殺されたからである。仮にこの「非課税収入」が課税されたとみなして、再度、家計収入に占める課税所得の割合を計算すると、一九九〇年から二〇〇〇年で四五・三％から三七・三％へと推移し、その低下傾向がはっきりと見て取られる。

では、この間特に課税所得を減少させる要因となった非課税項目の中身は何であったのか。「非

課税社会保障一」については、「雇主の現実社会負担」が五・七％から七・〇％に、また「社会保障給付（公的年金を除く）」が五・〇％から七・二％に増大しているのが目立つ。同様に、「非課税社会保障二」に該当する「社会保険料控除」についても三・八％から四・九％になっている。一方、「所得控除二」については、いずれの項目も高まっているが、とりわけ比重の大きな給与所得控除が一・八％から一三・四％へと拡大している。

ここであげたいいくつかの非課税項目が増大した背景としては、もちろんわが国における高齢化の急速な進展や就業構造の変化が指摘されるだろう。すなわち、高齢化に伴って課税対象とならない年金等の社会保障給付が増大する一方で、女性や高齢者の就労拡大は給与所得控除の比重を高める要因になったと考えられるのである。

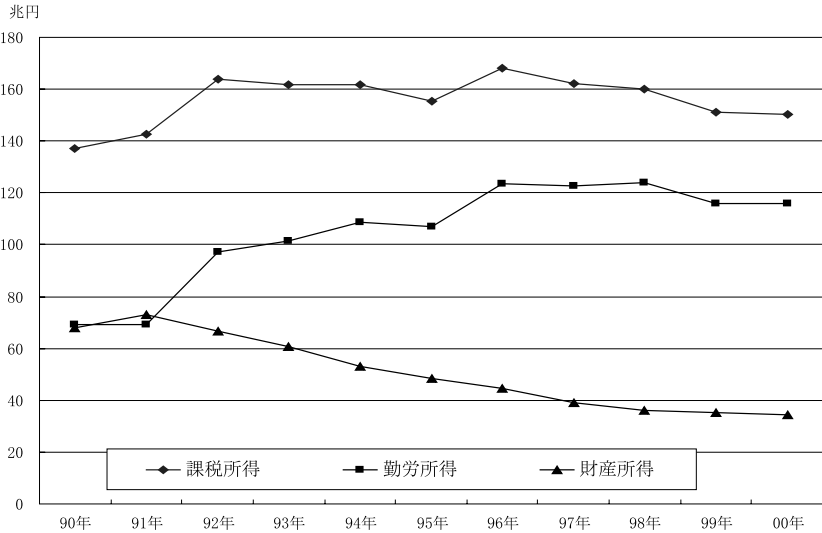
### (3) 勤労所得と財産所得

次に、課税要素所得額それ自体の変動要因を探るために、最近議論されている二元的所得税の考え方に従い、推計された要素所得を勤労所得と財産所得に区分して、その動きを見てみよう。ここで財産所得とは、93SNAの「家計部門の受取り」のうち「混合所得」に含まれる財産所得分と「財産所得」の合計額である。「混合所得」に含まれる財産所得分は、93SNA（ストック編）における家計の期末貸借対照表勘定の「生産資産」に一致する。○年物国債の年平均利率率を乗じて推計した。他方、勤労所得は、こうして求められた財産所得を課税要素所得全体から控除した残余額となる。

図表3は、一九九〇年から二〇〇〇年における課税所得額の推移を、勤労所得と財産所得に分けて示している。まず課税所得全体について、この間一三七兆円から一五〇兆円まで安定的に推移し



図表3 課税所得、勤労所得、財産所得の推移



てきたのが改めて確認されるが、勤労所得と財産所得についてはきわめて対照的な動きをしている。勤労所得が六九兆円から一一六兆円へと大きく伸張しているのに対して、財産所得は一九九〇年の六八兆円から翌年いくらか増加した後、二〇〇〇年の三四兆円まで下降している。財産所得が減少したのは、当然ながらこの間における利子率低下の影響が大きいと見られる。結局、観察された課税要素所得額の安定的な成長は、勤労所得の大幅な増大と財産所得のなだらかな減少が相殺しあうことによってもたらされたことがわかる。

## 二、発生キャピタル・ゲインを加えた所得課税ベース

### (1) 発生キャピタル・ゲインの推計

以上の所得課税ベースの推計は要素所得だけを

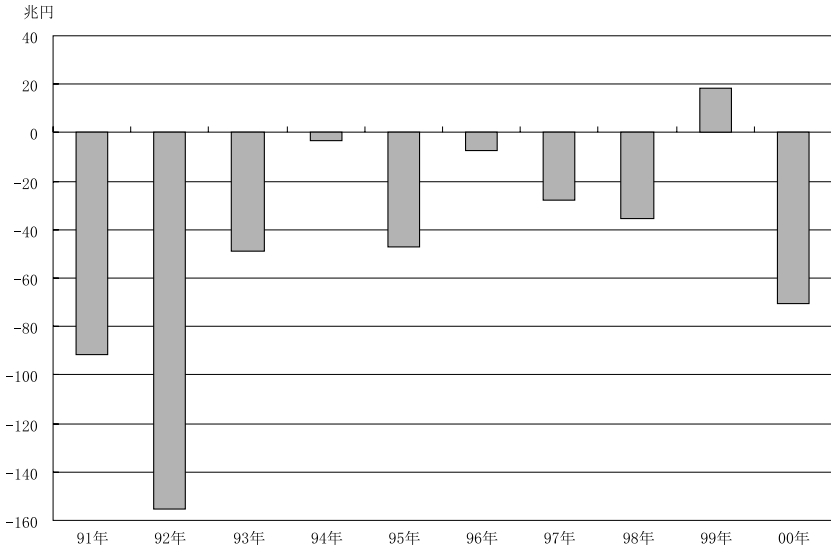
対象としているため、そこにはストックとしての資産価格の変動であるキャピタル・ゲインおよびロスが含まれていない。そこで、ここでは純粋な「包括的所得税」が目標とする発生主義に基づくキャピタル・ゲインを推計して、①これを課税要素所得に加えた包括的所得課税ベース、さらに②二元的所得税の考えに従って、発生キャピタル・ゲインを財産所得に加えた課税ベース、のそれぞれの動向を探ってみよう。

マクロ統計によるキャピタル・ゲインおよびロスは、93 SNAから新たな推計値として推計されることになり、我が国でも93 SNAへの移行に伴って、平成一三年版の『国民経済計算年報』からその推計値が公表されるようになった。93 SNAでは、キャピタル・ゲインおよびロスは、「保有利得および損失 (holding gain and loss)」として企業会計で広く使用されている用語で表さ

れ、「調整勘定」の勘定項目として計測されている。この調整勘定は、様々な要因に基づく、期首・期末間における保有資産価額の変動を説明するものである。

93 SNAは、こうした調整勘定について、数量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘定」と価格変化に起因する「再評価勘定」に分割することを求めている。前者の「その他の資産量変動勘定」は、地下資源の発見や減耗、戦争または政治事件による破壊や自然災害による破壊のような要因による数量の変化であり、現実に資産の量を変化させる。それに対して、後者の「再評価勘定」は、金融・非金融資産および負債の所有者に対して、当該会計期間中に生じた「名目保有利得および損失」を示し、資産価格の変化によって生じる利益額とされる。したがって、この部分が発生主義に基づいたキャピタル・ゲインおよびロ

図表4 発生キャピタル・ゲインおよびロス（名目保有利得および損失）



スといふことができる。<sup>③</sup>

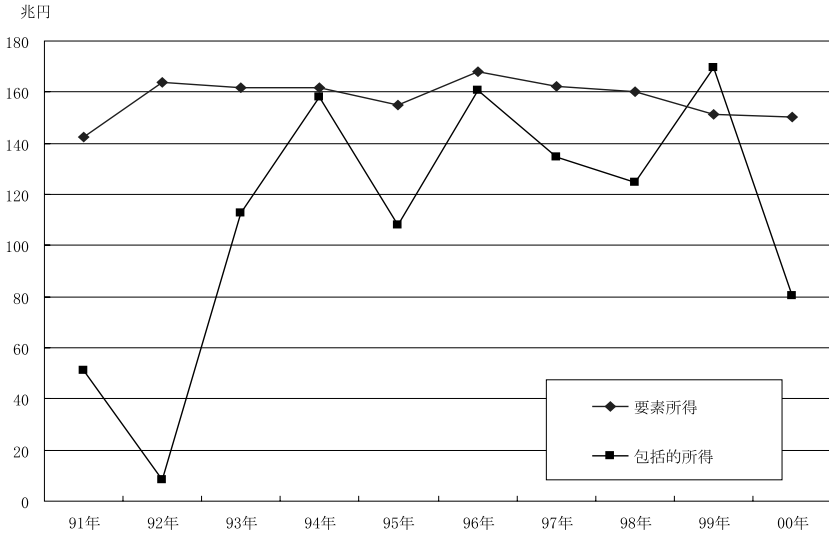
(2) 包括的所得課税ベースと二元的所得課税ベース

図表4は、こうして推計された発生キャピタル・ゲイン（ロス）の推移を示している。それによると、一九九九年を除くすべての年においてキャピタル・ロスが生じており、特に一九九一年と一九九二年にはそれぞれ九〇兆円と一五〇兆円の巨額のロスが発生している。いずれにせよ九〇年代における全般的な資産デフレの下で、家計部門において膨大なキャピタル・ロスが生じた実態がうかがわれる。

そこで、まず先の要素所得課税ベースにこの発生キャピタル・ゲイン（ロス）を加えることで、図表5に示されるような包括的所得課税ベースを求めることができる。そうしたとき、発生主義に

最近における所得課税ベースの動向

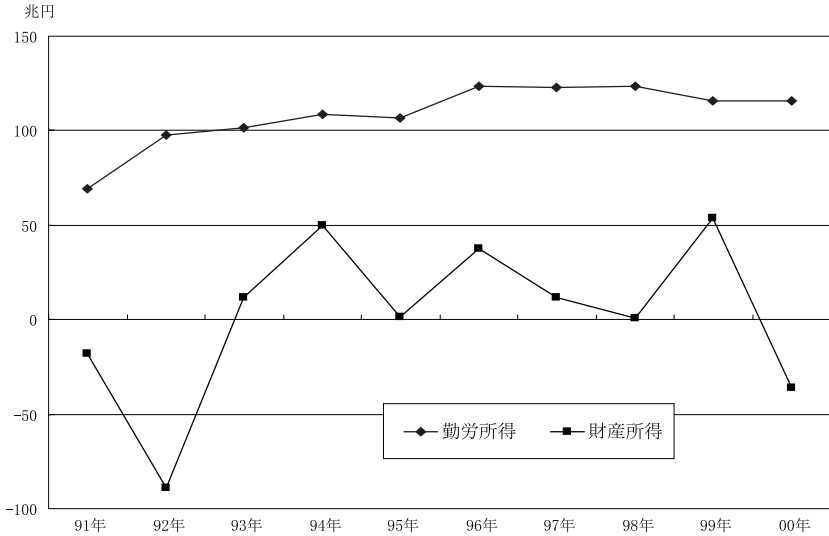
図表 5 発生キャピタル・ゲインを含めた包括的所得ベースの推移



よる包括的所得課税ベースは大きく変動し、とりわけ一九九一年と一九九二年には巨額の発生口スを反映して、課税ベースは限りなく減少することになる。こうした包括的所得ベースの変動は、先に見た要素所得の課税ベースが安定的に推移してきたことと比べると非常に対照的である。変動係数（測定値の相対的なばらつき度合いを表す指標で、標準偏差を平均値で割ったもの）で見ても、要素所得の場合の〇・〇五に対し、発生主義に基づく包括的所得では〇・四七となり、その違いが際立つ。

また、二元的所得税の考えに従い、損益通算を財産所得に限定した場合の所得課税ベースについて示したのが図表6である。このとき勤労所得の課税ベースは、その変動係数が〇・一五で、いくぶん安定的に推移していることが確認される。それに対して、二元的所得税の下では、原則として

図表6 二元的所得税の課税ベース  
(勤労所得と発生キャピタル・ゲインを含めた財産所得)の推移



キャピタル・ロスの控除は財産所得からしか認められないため、発生キャピタル・ゲイン（ロス）による大きな変動の影響は財産所得に限定される。その結果、こつした包括的財産所得については、その変動係数が一八・八五と、大きく変動することになるものの、キャピタル・ロス控除の作用を勤労所得から遮断することで、租税体系全体としての安定性はかなり落ち着くことになる。というのも、二元的所得税においては、勤労所得に対して適切な累進税率が適用されるのに対して、財産所得に対しては低い比例税率が適用されるため、財産所得がたとえマイナスになったとしても損失控除による税収ロスを最小限に抑えられるからである（もちろん税収ロスへの効果は、損失の繰越や税の還付を認めるかどうかなど、キャピタル・ロスの扱い方によって変わってくる）。

### 三、実現キャピタル・ゲインを 加えた所得課税ベース

#### (1) 株式キャピタル・ゲインの推計

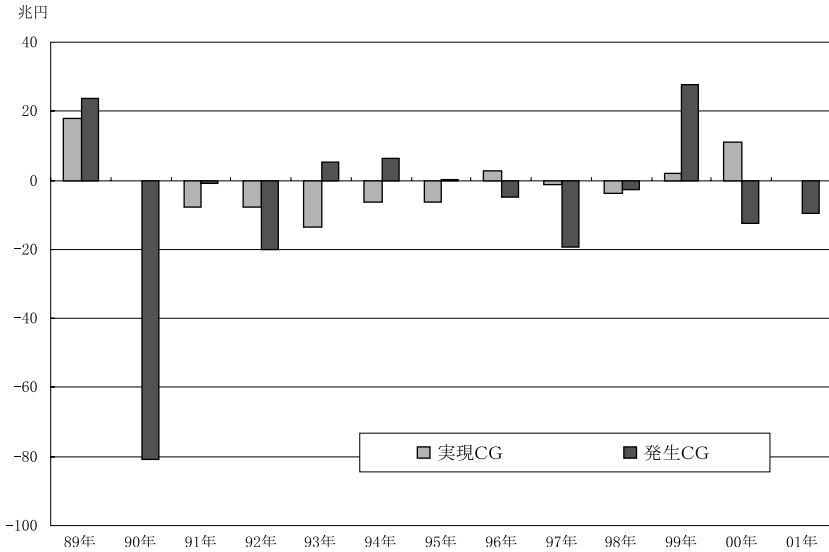
これまでの考察は、発生主義に基づき所得課税ベースを推計したものであるが、実際の課税にあたっては様々な執行上の理由から実現主義に依拠せざるをえない。したがって、実施可能な所得税の課税ベースを求めるには、とりわけキャピタル・ゲインを実現ベースで把握する必要がある。そうした観点から、ここでは丸（一九九〇）に従い、マクロ・データから個人の株式キャピタル・ゲインを推計している。<sup>(4)</sup>より具体的には、全国証券取引所上場株式を対象として、まず株式保有額と株式売買額から求められる売買代金回転率より個人の平均的な株式保有期間を推定して、その間

の株価指数の変動から当該年に実現したキャピタル・ゲイン額を算定することにした。

その結果を一九八九年から二〇〇一年について示したのが図表7の一部（左側の棒）である。一九八九年のバブル絶頂期において一兆八千兆円の上場株式のキャピタル・ゲインが実現されているが、それ以降九五年まで年々三兆円から一兆三兆円ほどのロスが実現されている。その後九六年と九九年に僅かながらゲインが実現され、二〇〇〇年においては一兆円を超える規模のゲインが実現されている。

また、図表7には、実現キャピタル・ゲインとともに、個人保有上場株式に発生した年々のキャピタル・ゲインの推定額も併せて示している。そこで、これら発生キャピタル・ゲインの数値を先の実現キャピタル・ゲインと対比することによって、以下の事実が指摘されよう。第一に、一九九

図表7 株式の実現キャピタル・ゲインと発生キャピタル・ゲイン



○年に生じた八〇兆円もの巨額のキャピタル・ロスは、翌年以降徐々に実現されており、この年にはほとんど実現されていない。第二に、一九九六年における二兆円の実現ゲインは、一九九三年ないし一九九四年の発生ゲインに対応している。これは一九九六年に売却した株式の平均保有期間が四ヶ月と推定されたことも整合的である。第三に、一九九九年に発生したキャピタル・ゲインはおおよそ翌年实现されている。この点も二〇〇〇年に株式を売却した個人投資家の平均保有期間(二〇ヶ月)からある程度説明されよう。

このような発生ゲインと実現ゲインの対応関係から、バブル崩壊以降の個人の実現行動としては、キャピタル・ゲインやロスが生じてもそれらを即座に実現せず、一定の期間株式を保有し続け、その間に生じたゲインとロスを相殺する形で実現する傾向にあるように思われる。この点は、

少なからずこれまでのわが国における独特な株式譲渡益課税制度に起因するものと考えられる。すなわち、当時の課税制度は、源泉分離課税と申告分離課税の選択制であったが、前者は実質的に取引税であったことからロスの控除が認められず、また後者においてもロスの控除は同一年内に実現したゲインの額までしか認められなかった。

そのため、このようなロス控除の制約によって、ある年に多額のロスが生じても、同時にある程度の実現可能なゲインが生じるまでは株式譲渡を控えるといった投資行動をとらざるを得なかったのではないかと推測される。例えば、上記の第三の点で一九九九年に発生した二七兆円のキャピタル・ゲインに対して、翌年一兆円が実現しているが、この差額の幾らかは当然それ以前に発生したキャピタル・ロスとの相殺分を表していると思われる。

(2) 実現キャピタル・ゲインを加えた課税所得

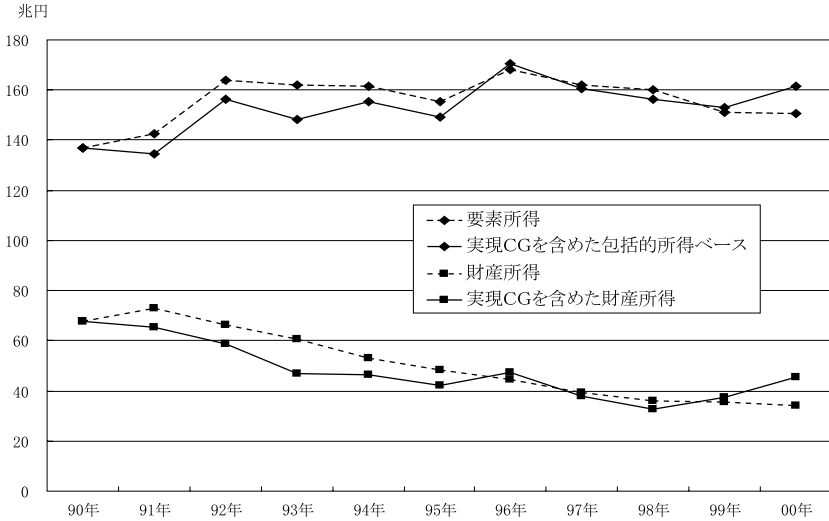
最後に、ここで得られた上場株式の実現キャピタル・ゲインを、これまでの分析における課税要素所得に加えることにより、実現主義に基づく課税ベースの変動について検討しよう。図表8は、

①上場株式の実現キャピタル・ゲインを財産所得に加えた包括的財産所得課税ベースと、②同様のキャピタル・ゲインを要素所得に加えた包括的所得課税ベースの変遷を、それぞれ財産所得と要素所得の変動とともに示している。

①のケースで財産所得にキャピタル・ゲインを加えたところ、財産所得全体の変動幅は僅かながら縮小している（変動係数は〇・二八から〇・二四に低下）。これは、実現ロスの存在によって当初の右下がりのグラフがほぼ下方にシフトしたが、他方で実現ゲインが生じた年（九六年、九九年、〇〇年）における包括的財産所得の増大によって



図表8 株式実現キャピタル・ゲインを含めた課税ベース  
（包括的所得および財産所得）の推移



平均的な変動幅が低く抑えられたからである。

一方、この実現キャピタル・ゲインを含む包括的財産所得に勤労所得を加えた②のケースでは、先に見られた発生キャピタル・ゲインを含む課税ベースの高い変動性とは対照的に、課税所得は比較的安定的に推移している。ただし、それでも要素所得のみの場合と比較すると、いくらかこの間の変動幅を拡大させる結果となっている（変動係数は〇・〇六から〇・〇七に上昇）。

この点については次のような説明ができるだろう。すなわち、当初の要素所得の高い安定性（〇・〇六）は、年々の勤労所得（〇・二〇）と財産所得（〇・二八）が互いの変動幅を相殺して全体の変動を低く抑えることによって実現したと考えられる。そのため、実現キャピタル・ゲインの追加により安定度の高まった包括的財産所得を勤労所得に加算することは、逆にそうした互いの変動

を打ち消す効果を弱めることになったと推測されるのである。

以上の考察から、課税要素所得に実現キャピタル・ゲインを加えた「包括的所得ベース」の年々の動きは、この間における資産価格の急激な変動にも関わらず、比較的安定的に推移していることが確認された。これは、前述の通り、ロス控除が非常に限定的であったこれまでの株式譲渡益課税制度の下で、納税者がキャピタル・ゲイン（ロス）実現の均霑化を図った結果であると考えられる。すなわち、こうした「包括的所得ベース」の安定性をもたらした一つの重要な要因と見られるのは、わが国のキャピタル・ゲイン課税制度において、株式のキャピタル・ロスの控除が株式のゲインからしか認められなかったことである。

したがって、この間における株式の実現キャピタル・ゲインを加えた包括的所得の動きが安定的

であった事実を根拠に包括的所得税のメリットを主張することは必ずしも適切ではない。勤労所得を含めて完全な損失相殺を認める包括的所得税では、キャピタル・ゲインの発生までロスの実現（控除）を延期する必要があるないので、先に見たような潜在的な発生キャピタル・ロスによる要素所得ベースの浸食によって、資産価格変動の激しい時期には常に課税ベース（ひいては税収）の不安定性に晒される危険性があるからである。そこで、キャピタル・ロスの控除を、ゲインを含む財産所得に限定する二元的所得税は、課税ベースの安定性の確保という観点からも一つの有力な指針であると言つことができる。

## むすび

個人所得税は、納税者の様々な経済的諸事情を

考慮できる「逃え税」であり、累進課税の適用が可能となることから、実行可能な税制にあってはなお最も公平な税と言える。

また、所得税に組み込まれた適度な累進税率構造は、財政の自動安定化装置としても、不況期には景気の下支えとなり、好況に転ずれば大きな自然増収をもたらす。この点は、巨額の財政赤字が累積するなかで、公共事業への批判が高まり、従来のような裁量的な財政政策が事実上困難になっている今日において特に重要である。

したがって、基本的な財源調達機能はもとより、そのような税による所得再分配機能や景気調整機能が適切に発揮されるためには、近年において極度に低下した、わが国個人所得課税の基幹税としての機能を回復することこそ何よりも肝要である。それには、これ以上の所得税の累進緩和や税率引き下げを回避するのは当然であるが、これ

までの考察から、以下の二つの方策を通じて所得税の課税ベースを安定的に維持することが望ましいと考えられる。

一つは、勤労所得の課税ベースをより強固にすることである。本稿で推計されたように、所得税の課税対象とならない項目は、一部の非課税収入と帰属家賃などを除き、そのほとんどが勤労所得に関わるもので、金額的にも勤労所得の非課税項目が財産所得のそれを圧倒している。明らかに財産所得に比べて勤労所得の課税ベースが著しく狭まってきているのである。とりわけ、近年、高齢化や女性の就労拡大を背景として、課税対象とならない社会保障給付や給与所得控除の比重が高まっているのは既に見たとおりである。そこで、現行の勤労所得税制をいかにしてそうした社会環境の変化に対応させ、構築し直していくべきか。わが国における所得課税ベースのさらなる浸食を

食い止めるうえで、この点がまずは重要な鍵になってくるのは間違いない。

もう一つは、二元的所得税のような勤労所得と財産所得の分離課税体系へ移行することである。本稿では、わが国の現実の課税所得を前提に、包括的所得税と二元的所得税という二つの理想的な課税ベースを比較検討したが、前者の場合、特に近年におけるような資産価格変動の激しい時期には、課税ベースが極端に縮小する可能性があり、基本的な税収調達という点において必ずしも現実的な選択肢ではない。それに対して、キャピタル・ロスの控除を財産所得に限定する二元的所得税の体系は、より高い税率が適用される勤労所得の課税ベースがロス控除によって侵食されるのを防ぐことが可能となる。そういった意味で、勤労所得の課税ベースを強固にして所得課税ベースをより安定的に確保するためにも、二元的所得課税の

考えは、今後の所得税改革が目指すべき有望な方向であると考えられるのである。

(追記)

本稿は、望月正光氏（関東学院大学）、深江敬志氏（青山学院大学大学院）との共同研究（望月・野村・深江（二〇〇三））に基づいている。ただし、本稿に示された見解は筆者個人のものであり、本稿に含まれる誤りもすべて筆者に帰せられる。

(注)

- (1) アメリカについては Slemrod & Bakija (1996)、スウェーデンについては馬場（二〇〇二）を参照。
- (2) 所得税の税率構造については、九五年に限界税率が適用される各所得ブラケットが拡大された他、九九年には最高税率が五〇％から三七％に引き下げられるなどによりフラット化が進んだ。一方、特別減税については、九四年～九六年に所得税額の一定割合を控除する定率減税、九八年に扶養家族に応じた定額減税、さらに九九年以降には再び定率減税が実施されてきている。
- (3) もちろん包括的所得税の理想を追求すれば、すべての所得は貨幣価値の変動を除去した「実質ベース」で把握する

必要があるが、本稿では、現実の所得税制において厳密なインフレ調整が講じられることはほとんどないことを考慮して、要素所得およびキャピタル・ゲインについてすべて「名目ベース」で推計している。

(4) 『国民経済計算年報』によると、家計保有の資産価格の変動について最も大きな要因になっているのは、土地に発生する保有利得および損失である。一方、九八年と九九年を除けば、株式は相対的に大きな変動要因となっていない。その意味で、本稿で推計した実現キャピタル・ゲインには、株式だけでなく土地も加える必要があるが、データ上の制約から土地の譲渡益については推計を行っていない。

(参考文献)

Slemrod, J. & J. Bakija (1996), *Taxing Ourselves: A Citizen's Guide to the Great Debate over Tax Reform*, Cambridge, Mass., MIT Press.

United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organization for Economic Co-operation and Development, and World Bank (1993), *System of National Accounts*, New York, Brussels/Luxembourg, Paris, Washington, D. C., 1993.

(邦訳) 経済企画庁経済研究所国民所得部編『一九九三年改訂国民経済計算の体系』上・下・索引、経済企画協会、一

九九六年。

馬場義久(二〇〇二)「スウェーデンの二元的所得税——その到達点と日本への教訓——」『租税研究』六三七号。

丸淳子(一九九〇)「キャピタル・ゲイン課税の推定と日本の証券市場の特徴」、石弘光編『わが国における資本所得課税の実態』(社)日本経済研究センター。

望月正光・野村容康・深江敬志(二〇〇三)「マクロ統計による所得課税ベースの推計」『日本財政学会第六〇回大会報告要旨集』。

森信茂樹・前川聡子(二〇〇一)「わが国所得課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』№57。

(のむら ひろやす・当研究所主任研究員)